

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市人権施策推進指針改定（案）

意見募集期間

平成 30 年（2018 年）

10 月 5 日（金）～10 月 26 日（金）

問い合わせ先：市民部 人権・男女共同参画課
電話 046-822-8219（直通）

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続きをいたします。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものである市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

<目次>

- 意見の提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 横須賀市人権施策推進指針改定（案）の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

意見の提出方法

- 1 **提出期間** 平成 30 年（2018 年）10 月 5 日（金）から 10 月 26 日（金）まで
- 2 **あて先** 市民部人権・男女共同参画課（人権係）
- 3 **提出方法**
 - 書式は特に定めていません。
 - 件名は 横須賀市人権施策推進指針改定（案）について としてください。
 - 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
 - (1)（市内在勤の場合）勤務先名・所在地
 - (2)（市内在学の場合）学校名・所在地
 - (3)（本市に納税の義務のある場合）納税義務のあることを証する事項
 - (4)（本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項
 - 次のいずれかの方法により提出してください。
 - (1) 直接持ち込み
 - ・市民部人権・男女共同参画課（横須賀市役所 2 号館 2 階 11 番窓口）
 - ・デュオよこすか（総合福祉会館 5 階）
 - ・市政情報コーナー（横須賀市役所 2 号館 1 階 34 番窓口）
 - ・各行政センター
 - (2) 郵送
 - 〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
 - 横須賀市 市民部 人権・男女共同参画課 あて
 - (3) ファクシミリ
 - 0 4 6 - 8 2 2 - 4 5 0 0
 - (4) 電子メール
 - we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp
- 4 **問い合わせ先**
 - 市民部 人権・男女共同参画課 人権係
 - 電話番号 0 4 6 - 8 2 2 - 8 2 1 9

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。

横須賀市人権施策推進指針改定（案）の概要

1 概要

（1）横須賀市人権施策推進指針とは

横須賀市人権施策推進指針は、横須賀市人権都市宣言に込められた人権尊重の理念に基づき、市の人権施策をより確実に進めるための道しるべとして平成21年に策定しました。

（2）改定の目的

社会情勢の変化に伴う新たな人権問題の発生など、人権を取り巻く状況が変化しています。

多様化、複雑化が進む社会の諸問題に的確に対応し、より一層時代に即した指針とするために改定を行うものです。

（3）主な改定内容 ※詳細は横須賀市人権施策推進指針改定（案）をご覧ください。

①第3章「2 分野別課題解決への基本的方向」に新たな項目を加える。

	現行指針	改定案
1	男女共同参画	男女共同参画
2	子ども	子ども
3	高齢者	高齢者
4	障害者	障害者
5	同和問題	同和問題
6	外国籍市民	外国人
7	患者等	患者等
8		(新) インターネットによる人権侵害(現行のその他の人権課題③)
9		(新) 性的マイノリティ(現行のその他の人権課題④)
10		(新) 自殺をめぐる問題

その他の人権課題	①刑を終えて出所した人や犯罪者の家族の人権	①犯罪被害者およびその家族の人権
	②犯罪被害者およびその家族の人権	②刑を終えて出所した者等やその家族の人権
	③インターネットによる人権侵害	
	④性的マイノリティの人権	
	⑤路上生活者（ホームレス）・生活困窮者の人権	③路上生活者（ホームレス）・生活困窮者の人権
	⑥就労支援を必要とする人の人権	④就労支援を必要とする人の人権
	⑦職場における人権侵害	⑤職場における人権侵害
	⑧婚外子の人権	⑥婚外子の人権
		(新) ⑦災害に伴う人権問題
		(新) ⑧拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題
		(新) ⑨アイヌ民族の人権

②第4章「今後の人権施策推進に向けて」に新たな項目を加える。

市民意識調査を定期的に行い、市民の方がどのようなことを問題意識としているのかを把握し、事業の推進や指針改定の際の参考とするため、「市民意識調査の実施」を新たに加える。

	現行指針	改定案
1	庁内推進体制の整備	庁内推進体制の整備
2	第三者評価機関の設置	第三者評価機関の設置
3	人権施策推進指針の見直し	(新) 市民意識調査の実施
4		人権施策推進指針の見直し

2 今後のスケジュール（予定）

平成 30 年 10 月 パブリック・コメントの実施（10 月 5 日～10 月 26 日）

平成 31 年 2 月 人権施策推進会議からの答申

平成 31 年 4 月 横須賀市人権施策推進指針改定版の公表

横須賀市人権施策推進指針 — 改定（案） —

～ 市民一人ひとりが
かけがえのない個人として
尊重される社会を目指して ～

横須賀市人権施策推進会議

目 次

	ページ
第1章 人権施策推進指針の策定にあたって	1
1 人権を取り巻く動向	1
（1）人権の成り立ちと意義	1
（2）国内外の動向	1
2 指針策定の趣旨	2
（1）人権施策推進の背景	2
（2）人権施策推進指針策定のための取り組み	2
（3）指針の性格	3
（4）指針の位置付け	3
（5）改定について	4
第2章 基本理念（人権都市宣言）	5
第3章 人権施策推進の基本的な方向	6
1 施策共通の基本的方向	6
（1）人権教育・啓発の推進	6
（2）相談体制の充実	6
（3）市民や関係機関との連携の推進	6
（4）人権尊重の視点に立った市政の推進	6
2 分野別課題解決への基本的方向	7
（1）男女共同参画	7
（2）子ども	11
（3）高齢者	14
（4）障害者	17
（5）同和問題	20
（6）外国人	22
（7）患者等	25
（8）インターネットによる人権侵害	28
（9）性的マイノリティ	30
（10）自殺をめぐる問題	33
（11）その他の人権課題	36
第4章 今後の人権施策推進に向けて	40

第1章 人権施策推進指針の策定にあたって

1 人権を取り巻く動向

(1) 人権の成り立ちと意義

「人権」(基本的人権)という言葉は、誰でも聞いたことがあると思います。しかし、友達や家族の間の日常的な会話でこの言葉が使われることは、ほとんどないかもしれません。人権は、私たちにとってとても大切なものです。にもかかわらず、人権は傷つきやすく、もろいものです。そのため、自分たちの人権をまもるためには、人権の歴史、人権の意味、人権の価値を正確に理解することが必要です。

人権は、日本国憲法第97条が明記しているように、文書で確認された自由や権利ということで言えば、1215年のマグナ・カルタ(イギリス)*に始まる「人類の多年にわたる自由獲得の努力」の成果です。このような努力の結果、「自由は人間の本質そのものである」とか、「奪うことができないという点において、自由は人間に固有のものである」と考えられるようになりました。

人権は、誰かから与えられるものではありません。人権は、すべての人が生まれながらにして、等しく有しているものです。自分一人だけではなく、すべての人がそれぞれ人権を有しています。従って、人権は、「自分だけよければよい」ということを意味する権利ではありません。人権の保障にとっての第一歩は、それぞれが互いに「かけがえない個人」であることを認め、尊重し合うことです。

人権は、理念としては「侵すことのできない」(日本国憲法第11条、97条)権利ですが、実際には、制約されることがあります。ある人の人権と他の人の人権が衝突することがあります。その場合には、両者の調整が必要になります。どのような調整ならばよいのか、個別的・具体的に考えなければなりません。また、安全や秩序の維持などの理由で、人権が制限されることもあります。そのような場合には、制限する目的や規制する手段の妥当性を考えなければなりません。人権に対する制約は、他人事ではないのです。

(2) 国内外の動向

人権として保障される権利は、歴史の進展の中で拡大してきました。人間が人間らしく生きるために、自由権や平等権ばかりでなく、参政権や社会権も権利として保障されるようになりました。昭和21年(1946年)に制定された日本国憲法は、第三章「国民の権利及び義務」で多くの権利を保障しています。しかし、その後の社会の進展の中で、憲法に書かれていない権利(これを「新しい人権」と呼んでいます)も、人間らしく生きるために必要な権利であると認められるようになりました。その代表的な例が、プライバシーの権利です。

第二次世界大戦後は、人権は国際社会においても保障されています。世界人権宣言(昭和23年(1948年))、人種差別撤廃条約(同40年(1965年))、国際人権規約(同41年(1966年))、女性差別撤廃条約(同54年(1979年))、子どもの権利条約(平成元年(1989年))、強制失踪条約(同18年(2006年))、障害者の権利に関する条約(同18年(2006年))など、多くの人権に関する条約等が採択され、発効しています。

また、平成28年（2016年）には、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）、ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）、部落差別解消法（部落差別の解消の推進に関する法律）など、差別解消に向けた法律の整備も進められました。

2 指針策定の趣旨

（1）人権施策推進の背景

日本国憲法において、公務員は憲法の尊重擁護の義務を負っています(第99条)。横須賀市の職員も、この「公務員」に含まれます。

地方公共団体の運営は、地方自治法に依拠しています。地方自治法において、地方公共団体の基本的な役割を「住民の福祉の増進を図ること」としており(第1条の2)、国との役割分担として、「住民に身近な行政」が地方公共団体に委ねられています。この役割の遂行において、日本国憲法が「国民に保障する自由及び権利」（憲法第11条）を具体的に保障する責務を負います。

さらに、人権教育、啓発に関しては、平成12年(2000年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体の責務として、「施策を策定し、及び実施する」こととされました。市として進める人権施策は、以上のような法令に依拠し由来しています。

これら憲法や法律の趣旨を踏まえ、これまで横須賀市は、人権擁護のためのさまざまな取り組みを進めてきました。

しかし、人権問題がすべて克服されたわけではなく、価値観やライフスタイルの多様化、情報化と国際化の進展、人権意識の高まりなどの社会情勢の変化に伴って、新たな人権問題が生じたり、表面化したりするようになりました。

これらの問題を解決していくためには、どのような基本的考えに立脚し、どういった道筋で問題を解決していくべきなのか。それを探る新たな取り組みを始めました。

（2）人権施策推進指針策定のための取り組み

こうしたことを受けて横須賀市は、平成13年度(2001年度)から人権関係調査研究事業に着手しました。

まず、学識経験者を人権関係調査研究専門委員に委嘱し、庁内プロジェクトチームとともに1年間、検討を行い、人権尊重の理念に基づいた市政を確立するため、人権宣言を行い、引き続き指針の策定を検討することとしました。

平成14年度(2002年度)には、専門委員と関係団体代表者、公募市民による「人権擁護推進懇話会」を設置し、庁内プロジェクトチームとの協議、検討が行われた結果、「(仮称)横須賀市人権宣言案」が作成されました。

平成15年度(2003年度)には、広く市民の意見を聴くため、パブリック・コメント手続きを実施し、その後、修正のための検討を経て、平成19年(2007年)2月18日に举行され

た「市制施行100周年記念式典」において、市長自ら「横須賀市人権都市宣言」を行いました。

この動きと並行して、この宣言の理念を具体化するため、人権課題を分野ごとに整理し、人権施策の方向性を示す「横須賀市人権施策推進指針」を策定することとして、そのための諮問機関として、平成18年度(2006年度)、新たに「横須賀市人権懇話会」を設置しました。

新しい懇話会では、横須賀市の人権施策の在り方について、18回にわたる協議が重ねられ、平成20年(2008年)3月に、「横須賀市人権施策推進に関する提言」が取りまとめられました。

平成20年度(2008年度)には、関係課職員11名による庁内プロジェクトチームを発足させ、この提言書を踏まえ、人権施策推進のための指針策定作業を進めました。

(3) 指針の性格

横須賀市は、目指すべき都市像として「国際海の手文化都市」を掲げ、その実現に向け平成9年(1997年)に「横須賀市基本構想」を策定しました。この中で、まちづくり政策の一つとして「健康でやさしい心のふれあうまち」を掲げ、「すべての人々が互いの存在を認め合い、差別を受けることなく、生活できる環境」づくりに取り組んできました。

そして、前述しましたように、横須賀市は、平成19年(2007年)に、人権尊重の理念に基づく市政を推進するために努力することを表明した「横須賀市人権都市宣言」を行いました。

「横須賀市人権施策推進指針」は、今後の人権施策の推進に当たり、「横須賀市基本構想」に基づいて各分野で進められている施策を人権擁護の視点からとらえ直し、取り組むべき方向性を明らかにして、「横須賀市人権都市宣言」に込められた人権尊重の理念に基づいて、より確実に進めていくための道しるべとして策定しました。

(4) 指針の位置付け【新】

横須賀市人権施策推進指針は、横須賀市基本計画を上位計画とし、横須賀市人権都市宣言に込められた人権尊重の理念に基づき、各分野別計画と連携し、今後の人権施策をより確実に進めていくためのガイドラインとして策定しました。

人権尊重の理念はどの分野においても配慮すべきものであり、人権尊重の理念に基づく市政を推進するためには、「横須賀市男女共同参画推進プラン」「横須賀子ども未来プラン」「横須賀高齢者保健福祉計画(第7期介護保険事業計画を含む)」「横須賀障害者福祉計画」など、その他の計画との連携は欠かせません。

また、日本国憲法や人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権擁護のためのさまざまな取り組みを進めています。

(5) 改定について【新】

平成19年(2007年)2月18日の「市制施行100周年記念式典」において、「横須賀市人権都市宣言」を行いました。

この宣言の理念を具体化するため、人権課題を分野ごとに整理し、人権施策の方向性を示す「横須賀市人権施策推進指針」を平成21年(2009年)1月に策定しました。

そして、平成22年(2010年)には、学識経験者、市民等の第三者による「横須賀市人権施策推進会議」(以下、「推進会議」)を設置しました。

「推進会議」からは、毎年度「横須賀市人権施策推進指針」の分野別課題に係る市の施策・事業について人権擁護の観点から評価を受け、本市の人権擁護にかかわる取り組みを総合的かつ効果的に進めてきました。

一方、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題の発生など、人権を取り巻く状況が変化しています。

多様化、複雑化が進む社会の諸問題に的確に対応し、より一層時代に即した指針とするため、「推進会議」から意見をいただき改定を行いました。

※ マグナ・カルタ

大憲章と訳される。1215年、イギリスの貴族たちがジョン王の不法な政治に抵抗して承認を強制したものの。恣意的(しいてき)な課税の禁止など、主として封建貴族の権利を再確認したものだが、その中の諸条項が近代になって人民の自由と議会の権利を擁護したものと解釈され、権利請願(1628年)、権利章典(1689年)とともに、イギリス憲法の三大法典と称される。

第2章 基本理念（人権都市宣言）

「人権の世紀」と言われる21世紀の今日においても、差別や虐待などの人権問題が存在しています。

憲法などにおける人権の保障は、ゴールラインではありません。それらは、現実にも人権を保障するためのスタートラインです。この問題意識を踏まえて、「人権都市宣言」は、横須賀市が自治体の責務として人権尊重の理念に基づく市政を推進するために努力することを宣言したものです。

人権都市宣言は、人権が、世代や性などの違いにかかわらず、すべての人に等しく保障される権利であること、そして市民一人ひとりが、かけがえのない存在であることをうたっています。

横須賀市は、人権都市宣言を人権施策推進の基本理念と位置付け、人権都市宣言の精神を具体化し、現実のものとする人権施策を進めていきます。

横須賀市人権都市宣言

人権は、人が人であることに基づいて、当然に保障される権利です。すべての人は、生まれながらにして、等しく人権を有しています。しかしながら、現実には差別や虐待などの人権問題が存在しています。

横須賀市は、子どもから高齢者まで世代を問わず、また性別や国籍を問わず、この地に暮らし、働き、学び、遊ぶ市民一人ひとりをかけがえのない個人として尊重します。

さまざまな差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのない都市をめざして、市民と協働しつつ、人権尊重の理念に基づく市政に取り組むことを宣言します。

平成19年(2007年)2月18日

横 須 賀 市 長

第3章 人権施策推進の基本的な方向

1 施策共通の基本的方向

(1) 人権教育・啓発の推進

- ① 学校教育においては、正義感、倫理観や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむための教育の充実を図ります。
- ② 社会教育においては、生涯学習の観点から人権について学べるような機会の充実に努めます。
- ③ 家庭・地域・職場など、さまざまな場を通じて、市民一人ひとりが、人権についての知識や理解を深められるよう啓発に努めます。
- ④ 市職員や教職員に対する人権の研修を進めるとともに、福祉・医療関係者などに対しても、人権意識が高まるよう働き掛けに努めます。

(2) 相談体制の充実

- ① 市民が問題の早期解決を図れるよう、相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知に努めます。
- ② 複合的な問題に対応するため、それぞれの相談窓口や関係機関、民間団体などとの連携を図り、迅速かつ確実な解決につなげる体制づくりに努めます。
- ③ 相談内容の複雑化などに対応するため、相談に携わる職員の知識習得と応対技術の向上に努めます。

(3) 市民や関係機関との連携の推進

- ① 市民やNPOなどの関係団体、官公署と協働・連携し、問題解決に向けて取り組むよう努めます。
- ② 社会全体で人権問題に取り組めるよう、家庭、地域、学校、職場などさまざまな分野での連携に努めます。
- ③ 横須賀市だけでは解決できない問題については、国、県などへ積極的な提言・要請を行い、連携を図るよう努めます。

(4) 人権尊重の視点に立った市政の推進

- ① 個人情報の収集・保管・利用を適正に行い、プライバシーの保護に努めます。
- ② 社会情勢の変化や現状を的確に把握するとともに、複合的な問題についての庁内の連携に努めます。
- ③ より適切に人権施策の推進を図るため、効率的な行財政運営に努めます。
- ④ 職員一人ひとりが人権尊重の意識を高め、自覚を持って職務遂行に努めます。

2 分野別課題解決への基本的方向

1

男女共同参画

現状と課題

1 現状

日本国憲法第14条第1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、・・・性別・・・により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と規定しています。

しかしながら、性別に基づく差別を見ると、固定的な性別役割分担意識に基づいた制度や慣行は家庭や職場、地域などさまざまな場で根強く残っています。DV^{※1}防止法では、女性に対する暴力だけでなく男性に対する暴力も対象としていますが、配偶者等からの暴力の被害者は女性が多いなど真の男女平等社会の実現には至っていないと言えます。

また、最近では、セクシュアル・ハラスメント^{※2}だけでなく、パワー・ハラスメント^{※3}やマタニティ・ハラスメント^{※4}の防止啓発に取り組むことも求められています。

「男女共同参画社会基本法」では、地方自治体に対し、直接的に男女共同参画社会の形成の促進に係る施策でなくても、結果的に影響を及ぼすことがあり得ることから、男女共同参画に関する計画に盛り込まれない施策であっても、策定、実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮すべきとしています。

また、平成27年（2015年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、働く場面で活躍したいと希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、一定規模以上の事業主に対する「事業主行動計画」の策定が義務付けられました。

2 これまでの施策

横須賀市では、平成7年（1995年）に男女共同参画社会実現のための具体的な取り組みとして「女性行政総合プラン(デュオプランよこすか)」をスタートさせ、これを機に、男女共同参画推進の拠点施設として「デュオよこすか」を開設しました。

平成13年（2001年）12月には、「男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野において、互いに個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すため、「男女共同参画の推進を市の主要な施策として、総合的に実施する」ことを、市の責務として位置付けました。

また、平成14年（2002年）からは、市役所自らが男女共同参画を推進し、市内事業所のモデルとなるよう努めていくための「男女平等モデル事業所づ

くり計画」を策定しました。現在、この取り組みは「第5次男女共同参画プラン」に引き継がれています。

3 課題

「男は仕事、女は家庭」といった性別を理由に役割や責務を固定的に捉える意識は、社会に根強く残っており、また、保育所の待機児童の問題や、女性だけでなく男性も産休・育休が取りづらい環境などがあり、こういったことが家庭や職場、地域などにおいて男女共同参画の推進を妨げる一因となっています。

4 市の方向性

横須賀市は、今後も、家庭や職場、地域など、あらゆる場で性別役割にしばられることなく人権が等しく尊重され、自らの選択によってあらゆる分野における活動で協力しあい、互いに個性と能力を発揮し、その利益を享受できる男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めていきます。

施策の方向性(主な取り組み)

1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

審議会等や事業所における女性の参画を促進し、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大することにより、誰もが活躍できるまちの実現を目指します。

2 女性の活躍推進

女性が意欲を持って継続して就業できるよう、また離職した人が自分のライフスタイルに合わせた就業ができるよう、起業や再就職に関するセミナー等の情報提供、女性のための相談窓口の充実など、女性が活躍しやすい環境づくりを推進します。

3 ワーク・ライフ・バランスの推進【新】

誰もが充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活、地域活動等とのバランスをとりながら、個人の生活状況に応じたライフスタイルを選択できることが重要です。特に、いわゆる男性中心型労働慣行を見直すことで自分のライフステージに応じた多様な働き方を選択し、ワーク・ライフ・バランスを実現していくことができるよう意識啓発と情報提供に努めていきます。

4 暮らしやすい社会の意識づくり

男女共同参画を推進していくためには、多くの方々を対象に男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発や情報提供を継続的に実施していくことが重要です。広報紙やホームページ等の活用や関係団体等と協働することで、男女共同参画についての啓発や働きかけをしていきます。

5 誰も孤立させない社会に向けた支援【新】

女性の悩みは、女性が社会的に置かれる立場と深く関係していることから、さまざまな困難を抱える女性が孤立しないよう相談体制の充実に努めます。

また、多様な性を尊重する社会を実現するために、性的マイノリティ^{※5}に対する理解の促進と支援に努めていきます。

6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

誰もが安心して子育てや介護をしながら、仕事や地域活動等に参画していくためには、子育てや介護について男女が共に関わっていくという意識を持ち、社会全体で支援していく取り組みが必要です。

そのため、子育て支援や介護相談の支援、及びひとり親への就労支援などに取り組んでいきます。また、災害時における多様なニーズへの配慮や学校での啓発は重要であり、誰もが個々の人権を尊重しあえるよう、これからの時代を担う子どもも含めた取り組みを行います。

7 DV等を根絶する環境づくり

DV（デートDVも含む）やさまざまなハラスメント等による人権侵害についての理解を深め、あらゆる場面で暴力やいじめ、嫌がらせは許さないという意識の醸成が図れるよう啓発をすすめます。

また、相談窓口の一層の周知に努め、被害者の立場に立った相談・支援に取り組んでいきます。

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人、婚約者、同棲相手など親密な関係にある者が、体力、経済力、社会的信用等のパワー（力）を背景にパートナー対してさまざまな暴力をふるうこと。

※2 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手が望まない性的な言動により不利益を受けたり、職場環境や生活環境が不快なものになること。

※3 パワー・ハラスメント（パワハラ）

職務上の地位や人間関係を利用したいじめや嫌がらせ。

※4 マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育児休業等に起因した職場でのいじめや嫌がらせ。

※5 性的マイノリティ

性の在り方において、少数派とされる人々のこと。例えば、恋愛対象として同性を好きになったり（レズビアン＝女性同性愛者、ゲイ＝男性同性愛者）、男性も女性も恋愛対象となったり（バイセクシュアル＝両性愛者）、生まれ持った性別に違和感を感じていたり（トランスジェンダー＝体の性別と性自認が異なる人）、恋愛の方向性や性自認がはっきりしなかったり悩んでいる状況にあったり（クエスチョニング）する人がいます。それぞれの英語の頭文字を並べて「LGBT」「LGBTQ」「LGBTs」などと表現されることもあ

ります。ただし、性別や恋愛はもっと多様であることが知られています。

コラム

DVの種類

暴力にはさまざまな種類があります。

- 1 身体的暴力
殴る、蹴る、首を絞める、髪を持って引きずり回す など
- 2 心理（精神）的暴力
暴言を吐く、大声を出す、無視する、浮気や不貞を疑う など
- 3 経済的暴力
生活費を渡さない、経済的に自立することを妨げる など
- 4 性的暴力
性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する など
- 5 社会的隔離
外出や親族・友人との付き合いを制限する、交友関係を厳しく監視するなど
- 6 その他
「暴力をふるわれる方が悪い」と責任転嫁する、「この家の主は俺だ」など男性の特権を振りかざす、携帯電話やメールをチェックして連絡相手を探ったり、GPS機能で居場所を監視したりする（いわゆるデジタル暴力） など

現状と課題

1 現状

平成元年(1989年)、国連総会において18歳未満の全ての子どもの基本的人権を尊重することを目的に、「子どもの権利条約」が採択され、日本も平成6年(1994年)にこの条約を批准しました。

しかし、少子化の進展による子育て世帯の減少や共働き世帯の増加により子育ての孤立や負担感の増加が問題化し、子育てに関する不安や悩みが顕著になってきています。そのような中で、子どもの人権を脅かすいじめ、不登校、虐待、ひきこもり、貧困、児童ポルノやJKビジネスなどが、深刻な社会的な問題となっています。このような問題は、家庭や地域の教育力の低下、地域や社会の連帯意識の希薄化、経済的な問題、情報通信技術の急速な発展、性の商品化など、さまざまな社会的要因が重なり合っていると思われます。

2 これまでの施策

横須賀市は、「横須賀子ども未来プラン」・「横須賀市教育振興基本計画」を策定し、子どもたちと、子育てに携わっているすべての人たち、次世代を育む親となる人たちに向けた、「子どもの人権」教育や啓発活動、相談事業、スクールソーシャルワーカーの配置のほか、さまざまな施策を進めています。

3 課題

いじめは不登校の原因ともなります。いじめは、いじめられた子どもの「教育を受ける権利」を奪うことにほかなりません。

いじめや虐待は、最悪の場合、被害を受けた子どもに自らが望まない死をもたらす引き金となることさえあります。

このように、いじめや虐待は、子どもの「教育を受ける権利」や「生きる権利」さえも奪いかねない重大な人権侵害です。

また、青少年の非行問題、子どもを対象にした商業的搾取や犯罪も、解決しなければならない子どもの人権問題です。

4 市の方向性

子どもたちの健やかな成長は、すべての市民の願いです。横須賀市は、子どもたちが未来に向かって自分らしく大きな夢を抱くことができるよう、さまざまな取り組みを進めていきます。

施策の方向性(主な取り組み)

1 地域における子育て支援と相談の体制の充実

家庭等における子育て支援や、子育て支援に関する相談体制の充実と情報提供、ネットワークづくりの支援、子育て家庭への経済的支援等、子育て支援体制の充実を図ります。

2 家庭や地域における教育力の向上

市民一人ひとりが公共の精神や豊かな人間性を備え、そして、家庭や地域において協調して子どもを心豊かにたくましく、健やかに育むため、社会教育施設・学校・地域が連携し、家庭や地域における教育力の向上を図っていきます。

3 いじめの未然防止と早期解決のための取り組みの推進

平成 25 年 9 月に施行された「いじめ防止対策推進法」の内容及び横須賀市支援教育推進委員会」での議論を踏まえ、実効性のあるいじめ防止対策を取り組んでいきます。併せて、体罰の根絶と学校問題（学校運営上支障となる諸問題）の解決を図る対策を進めるため、「横須賀市いじめ等の対策に関する条例」を定め、横須賀の全ての子どもたちが、充実した学校生活を送ることを目指しています。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用など、当事者が相談しやすい学校内の環境や人間関係の構築に努めます。また、教育相談窓口において、不安や悩みを抱える児童生徒、保護者に対するカウンセリング相談、心のケアを行います。

4 不登校やひきこもりの児童生徒への支援の推進

不登校やひきこもりとなった児童生徒に対して、保護者との連絡を密にし、関係機関との連携を取りながら、支援を進めます。

(未成年のひきこもり→こども青少年支援課、成人→保健所健康づくり課、生活福祉課)

5 虐待の発生予防・早期発見・早期対応への取り組みの推進

児童相談所をはじめとした関係機関や地域とのネットワークを構築し、虐待の発生予防・早期発見・早期対応や、児童、保護者などへのケアに関して総合的な施策を推進します。

命の大切さ、虐待の予防について、子育てに関するあらゆる施設において啓発を行うとともに、医療機関などに対しても理解を求めていきます。

6 社会的養護を必要とする子どもの支援の推進【新】

児童養護施設や里親などの社会的養護のさまざまな担い手との連携のもとで、社会的養護を必要とする子ども達への適切な支援をすすめます。

7 健やかに育つ社会環境づくりの推進

子どもたちの心とからだをまもるため、家庭・地域・学校・事業者との連携により、喫煙、飲酒などの防止や有害社会環境の浄化などを進め、これに取り組む人材を確保・育成するとともに、青少年の健全育成に関する市民活動を促進します。また、児童が放課後安心して過ごせる場を充実させていきます。

8 児童搾取防止の啓発活動の推進

児童買春や児童ポルノなど、子どもを対象にした商業的搾取や犯罪の防止に向けて、子どもの権利擁護に関する啓発を進めます。

9 教職員への人権意識の啓発の推進【新】

子どもをいじめから守る取り組みや、体罰、さまざまなハラスメント等を防止するため、教職員一人ひとりの人権意識を向上させる研修等を行います。

10 子どもたちへの人権意識の啓発の推進【新】

幼少期からの子どもたちの人権意識の醸成に資するため、人権擁護委員による保育園や幼稚園での人権教室等の啓発活動を行います。

コラム

1 いじめ等の対策に関する条例

横須賀市では、国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年（2013年）法律第71号）及び「横須賀市いじめ等の対策に関する条例」（平成26年（2014年）7月1日施行）に基づき、いじめの防止等、体罰の根絶及び学校問題の解決に関する対策を総合的かつ効果的に行われるようにするため、「横須賀市いじめ等の対策に関する基本方針」を定めました。（平成30年（2018年）3月改定）

この基本方針に基づき、すべての学校には、「学校いじめ防止基本方針」の策定及び「いじめ防止等の対策のための組織」の設置が義務づけられています。

2 リベンジポルノ防止法

元交際相手などの性的な画像などを、別れた後に嫌がらせのため、無断でインターネットなど不特定多数の人に見られるような公共の場で公開する行為、いわゆる「リベンジポルノ」が発生しています。子どもたちがSNSなどを通じて知り合った相手によってなされる事があり、不特定多数の人に画像などを拡散されてしまうと、回収や削除が困難なため、被害者は長期にわたって苦しみ続けることになり、問題となっています。

平成26年にリベンジポルノ防止法（「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」）が施行され、このような行為は罪に問われることになりました。

現状と課題**1 現状**

平成27年（2015年）10月1日現在の横須賀市内の総世帯数は約16万5,000世帯です。そのうち高齢者のいる世帯は約7万8,000世帯で、全体の約47%を占めています。

また、高齢者のいる世帯に占める「単独世帯」は増加の傾向を示しており、より一層の地域での見守りや生活支援などの支え合いが必要です。

2 これまでの施策

横須賀市は、「横須賀高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画を含む）」に基づいて、「高齢者の尊厳を守り、地域とのきずなを保ちつつ、その人らしい生活を支援」し、「高齢者が、長寿であることを喜べるまち」の実現に向けた取り組みを進めています。

3 課題

高齢化の進行は、医療や年金、介護等の社会保障をはじめ、社会全体に大きな影響を与えています。介護が必要な高齢者やそのほか何らかの援護を必要とする高齢者が増えるに従い、さまざまな福祉サービスがあるにもかかわらず、詐欺的な商法の被害や身体的・経済的虐待に遭ったりするような事例も生じています。このような事例は、高齢者の人権という観点から、人間の尊厳や生存権などにかかわる見過ごすことのできない問題です。

4 市の方向性

横須賀市は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

施策の方向性(主な取り組み)**1 生涯現役で生き生きと活動的に暮らせる環境づくりの推進**

高齢者が、地域社会の中で健康で、社会活動に参加しやすい環境づくりや働く機会を提供することが求められています。また、第一線を退く定年前後からできるだけ切れ目なく第二の人生に移行できる仕組みづくりを進めるとともに、高齢者がそれぞれの価値観やライフスタイルに合わせ、生き生きと活動することができるようにします。一人ひとりが健康を保持しながら、心豊かに生活を送るための健康づくり、外出支援、生きがい活動を充実させる必要があります。

2 虐待防止のため、高齢者、養護者及び介護施設従事者等への支援の取り組み

高齢者虐待に関する相談窓口として高齢者虐待防止センターを設け、未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応をすべく、地域や地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図り、高齢者・介護者双方の支援に努めます。

市民や家族、介護に従事する人たちに、高齢者虐待防止の重要性や認知症の介護について、正しく理解してもらうため、啓発活動を進めます。

3 介護予防についての意識を高め、高齢者の生活機能の維持向上の促進

65歳以上のすべての高齢者を対象として、生涯現役で活躍できる地域社会の構築や健康寿命の延伸を目指し、講演会や入門的な介護予防教室を開催して、介護予防に関する知識の普及及び啓発を行います。

要介護認定を受けている高齢者に対しては、その介護度に応じたサービスを提供することで、要介護状態の重度化を防止し、生活機能の維持向上を図ります。

4 住み慣れた地域での生活の支援

住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みづくりの構築を目指し、高齢者の生活全般を支援するための行政が行う福祉サービスの充実はもとより、高齢者自身の自立への取り組みを充実させます。

5 高齢者の権利擁護の推進

日常生活や介護サービスの利用に係る高齢者の自己決定が最大限尊重されるよう努め、判断能力が不十分な方等に対しては成年後見制度やよこすかあんしんセンターを活用するなど、権利擁護を進めます。

6 介護保険制度の啓発や研修などの充実

充実した介護を行うため、地域、行政、サービス事業者等との連絡を密にするなど、地域での情報共有を推進し、連携に努めます。

適正な介護保険の運営を確保するために、公平かつ公正な要介護認定が行えるよう、職員等への研修を実施するほか、介護保険のさまざまな情報を公表し、制度に関する広報や啓発活動の実施、事業者に対する研修や指導などの充実を図ります。

7 利用しやすい施設・設備づくりの推進

公共の施設・設備に対して、高齢者に限らず、だれもが利用しやすいユニバーサルデザイン*の考え方を取り入れた整備・改修を行っていきます。

8 福祉教育の充実

福祉関連施設や地域社会との連携を図り、高齢者への尊敬や感謝の心を育て、それを実践できるよう、子ども小的时候から福祉意識を育てる環境づくり

を進めます。そして、市民一人ひとりが高齢社会を自らの問題としてとらえ、共に支え合う社会の構築を図ります。

9 介護人材を確保し、定着を促進【新】

介護従事者のさらなる処遇改善を図ることを国に働きかけ、社会的評価を高めることにより、介護の仕事に従事する人材を確保するとともに、中高年齢層などの潜在的な働き手の活用や、若い世代へ介護の仕事の魅力を伝えることなどにより、介護を担う人材の裾野の拡大に努めます。

10 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進【新】

市民一人ひとりが認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族に適切に対応できるようにするとともに、認知症の人ができるだけ早期に診断・治療を受け、今後の生活について相談し対応ができる継続的な支援体制の確立に努めます。

※ ユニバーサルデザイン

施設などの設計を、文化、言語、国籍、年齢、性別、能力などの違いや、障害の有無などにかかわらず、すべての人が利用できるものとする。

コラム

にこっとチーム

横須賀市では、認知症の人や認知症の疑いがある人に対し、認知症についての助言、受診、介護サービスの利用などの勧奨など必要な支援をし、安定した生活を送る見通しがつくまで、集中的に支援をする横須賀市認知症初期集中支援チーム（にこっとチーム）を設置し、自立生活の継続をサポートしています。

現状と課題**1 現状**

平成23年(2011年)に障害者基本法の改正、平成25年(2013年)に障害者総合支援法の施行、平成26年(2014年)に障害者の権利に関する条約の批准、また平成28年(2016年)には障害者差別解消法の施行による合理的配慮^{※1}の不提供の禁止など、障害者福祉をとりまく環境は変わりつつあります。

2 これまでの施策

横須賀市は、平成9年(1997年)に第1期「よこすか障害者福祉計画ハートフルプラン21」、平成15年(2003年)に第2期「よこすか障害者福祉計画」、平成21年(2009年)に第3期「よこすか障害者福祉計画」、平成27年(2015年)に第4期「横須賀障害者福祉計画」(6か年計画)を策定しました。さらに、国の基本方針(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)に基づき、平成30年に「第5期横須賀市障害福祉計画」を策定し、障害者施策を推進してきました。

横須賀市においても、障害者が生涯を通じ一貫した支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境などの分野で、総合的・計画的に施策を推進していくことが求められています。

横須賀市は、第4期横須賀障害者福祉計画から「インクルージョン」^{※2}の考え方に重点を置き、「リハビリテーション」^{※3}、「エンパワメント」^{※4}の三つの考え方をよこすか障害者福祉計画の理念として掲げています。

3 課題

これらの理念を実現するためには、障害者が自己選択・自己決定でき、そのために必要なさまざまな支援が身近な所で受けられる生活が保障されなければなりません。

しかし、地域社会には、これを困難にしている都市環境などの物理的障壁(バリア)ばかりでなく、差別につながるような制度・意識上の障壁などさまざまな社会的障壁^{※5}が存在しており、これらを取り除いていく必要があります。

4 市の方向性

横須賀市は、これらの考え方にに基づき、「障害者が自分らしい自立した生活を送りながら、自らの能力を発揮することで自己実現をより可能とする社会」、「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまち」の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めていきます。

施策の方向性(主な取り組み)

1 障害者の地域生活の支援

障害者が住み慣れた居宅や地域で、より安心して暮らせるよう、ホームヘルプサービスの充実、グループホームなどの充実、移動支援の充実、住宅確保の支援、経済的自立の促進、余暇活動の支援、防災対策の充実を図ります。

2 保健・医療サービスの充実

医療従事者への研修の実施、救急医療体制の充実、精神保健施策の推進などにより、障害者が受けられる保健・医療サービスの充実を図ります。

3 相談支援・情報提供の充実

障害者が身近な地域で相談や支援を受けられる体制を整備し、必要な情報の収集に努め、情報提供や相談員の専門研修の充実を図ります。

4 障害児施策の充実

障害児の経過検診の充実や障害児・慢性疾患児を持つ親の孤立の予防、地域の療育関係機関とのネットワークの構築などを進め、療育機能の充実を図ります。また、教育の面では、多様な障害に対応した支援体制の整備などの就学支援の充実や校舎のバリアフリー化^{*6}の推進など、教育体制の充実を図ります。

5 働く場・活動の場の充実

障害者の就労支援を充実させるとともに、地域も含めた活動の場の充実を図ります。

6 バリアフリーのまちづくりの推進

まちづくりにユニバーサルデザインを取り入れるとともに、交通などのハード面のバリアフリーや、差別・偏見のない心のバリアフリーを進めます。

7 権利擁護システムの構築推進

障害者が虐待や差別、偏見を受けることがなくなるよう、学校・社会教育の場で、人権思想や障害に対する知識理解、障害者福祉思想の普及・啓発に努めるとともに、財産権その他の障害者の権利擁護対策の充実を図り、権利擁護システムの構築を進めます。

8 障害者福祉の推進基盤の整備

難病対策や地域ケアの充実、障害者福祉施策の検討への当事者の参画、地域関係者との連携、ボランティア活動の育成など、障害者福祉を推進していくための基盤の整備を進めます。

※1 合理的配慮

障害者差別解消法では、行政機関や事業者に対して、障害者から社会的障壁を除いて欲しい旨の意思表示があった際は、過度の負担を伴わない場合、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。

※2 インクルージョン

誰もが差異や多様性を認め合い、相互の連帯や心のつながりを築き、すべての人々が疎外されることなく社会の中に溶け込み、地域社会へ参加・参画するという考え方。

※3 リハビリテーション

障害をもつことにより、社会的に不利な立場に立った人に対するあらゆる分野での総合的な援助。

※4 エンパワメント

自己の長所や能力を自覚し、主体的に自己決定・問題解決能力を付けていくという考え方。

※5 社会的障壁

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設設備など）、制度（利用しにくい制度など）慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある方への偏見など）その他一切のもの。

※6 バリアフリー

障害のある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去すること。

コラム

ノーマライゼーションとインクルージョン

ノーマライゼーションとは、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルな社会であるという考え方です。

インクルージョンとは社会的包摂という意味を持ち、誰もが差異や多様性を認め合い、すべての人が社会の中に溶け込み、地域社会へ参加・参画するという考え方です。

障害施策に関する考え方は、時代の変遷とともにさまざまなものが生まれてきましたが、インクルージョンはノーマライゼーションの考え方を継承しながら、障害施策の基本として、対象者をより幅広く持った考え方となっています。

現状と課題

1 現状

同和問題―部落差別とは、日本社会の歴史的発展の過程で、政策的に身分差別として形づくられてきたものです。明治時代に入り、制度上の差別はなくなりました。しかし、実際にはなお、一部の人たちが長い間さまざまな差別を受けてきています。

2 これまでの施策

昭和44年(1969年)、政府は「同和对策事業特別措置法」を制定し、各種の特別対策を講じてきました。横須賀市においても、個人施策としての給付・貸付事業や、下水道や道路などの環境整備事業を行い、実態的差別の改善に成果を挙げてきました。

上記の特別措置法に始まる一連の法制度は、平成14年(2002年)をもって失効し、横須賀市も一般施策の中で対応することになりました。また、人権教育・啓発の取り組みにより、心理的差別についてもその解消に努めてきました。

また、平成28年(2016年)には、部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)が成立し、国及び地方公共団体の責務は相談体制の充実や教育及び啓発を図るよう努めることが定められました。

3 課題

全国的に見ると、インターネット上での差別書き込みや、結婚・就職差別に結び付く恐れのある戸籍の不正請求、えせ同和行為など、同和問題解決の障害となる行為が見受けられます。

4 市の方向性

横須賀市は、同和問題の解決に向けて、さまざまな取り組みを進めています。

施策の方向性(主な取り組み)

1 教育・啓発活動の推進

同和問題に関する正しい知識の普及・啓発活動を進めます。

同和問題に関する正しい知識の普及は、人権教育・啓発として取り組むべき課題の一つと位置付け、運動団体とも連携を図りながら、差別意識や偏見をなくすための啓発活動を進めます。

2 人権教育の推進

学校教育において、それぞれの発達段階に応じて、差別が誤りであり、差別をしてはいけないことを教え、差別を許さない心を育む教育を進めます。

3 えせ同和行為の排除

同和問題を口実として、企業や行政機関に不当な要求を行う、えせ同和行為の排除のため、官公署などの関係機関と連携し、対処方法などについて、市民、事業者への啓発や、市職員に対する研修を行います。

4 相談体制の充実

生活基盤の安定、福祉の向上、人権擁護などを図る目的で、運動団体が行う相談事業を支援するとともに、市の窓口においても、当事者が安心して相談できる体制の充実を図ります。

5 権利擁護の推進

就職・結婚差別に結び付く恐れのある戸籍・住民票の不正請求は、戸籍法・住民基本台帳法の改正により法的な対策は整えられました。市では、本人通知制度を導入していますが、見直しを行い窓口での不正取得防止の徹底に努めます。

6 当事者団体との連携及び融和の推進【新】

生活相談などを相談しやすい体制を整えるとともに、当事者団体と連携し差別のない社会の実現に取り組みます。

また、地域の住民同士の理解や交流を深めるための取り組みの促進に努めます。

コラム

部落差別解消法

「部落差別の解消の推進に関する法律」が、平成28年（2016年）12月に国会で成立しました。

部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するための基本理念を定めたものです。

国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実、教育・啓発、実態調査の実施について明記されています。

法律成立の背景には、インターネット上に地名リストなどが掲示されたことなどがあると考えられます。

現状と課題

1 現状

本市に住民登録をしている外国人の数は、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日現在、5,668 人で、総人口に占める割合は約 1.4%です。

過去 10 年間の推移を見ると、平成 22 年（2010 年）から平成 25 年（2013 年）にかけて減少しましたが、その後は、日本経済の回復基調に伴い増加を続けています。

国籍別人数では、フィリピン、中国・台湾、韓国・朝鮮、米国に続いて、かつては、平成 2 年（1990 年）の入管法改正による日系人の就労などにより、ペルー、ブラジルが多くを占めていましたが、近年は、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパールが急増しています。これは、留学や外国人技能実習制度に加えて、二国間経済連携協定（EPA）により、インドネシア、フィリピン、ベトナムからの看護師・介護士候補者の受け入れが進んでいることなどが考えられます。

インバウンドへの取り組みによる外国人観光客も増加しており、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、日本や日本文化への関心が高まる中、本市を訪れる外国人はますます増えると考えられます。

2 これまでの施策

本市は、平成 9 年（1997 年）に策定した基本構想において、都市像を「国際海の手文化都市」と定め、本市在住の外国人や本市を訪れる外国人が交流を楽しみ、いきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、さまざまな交流事業や生活支援事業を実施してきました。

3 課題

このような状況の中で、市の施策全般について、多文化共生の視点での配慮が求められています。災害時の対応や、法律・医療・福祉などの専門分野、学校教育や日常生活など、幅広い支援とその周知が必要となっています。

また、一方、近年では、特定の国籍や民族の人々を差別、排斥したり、それを煽ったりするような言動である「ヘイトスピーチ」が県内においても繰り返されるなど、社会的問題となっています。

4 市の方向性

本市は、「人権都市宣言」の理念である、「国籍を問わず、市民一人ひとりをかけがえのない個人として尊重」するまちづくりを進めるため、異なる文化や習俗、言語などに対する理解不足から生ずる偏見や差別をなくし、それぞれの違いを認め合い、尊重し合うことのできる多文化共生社会の実現に向

けて、NPO団体などと協力しながら、さまざまな取り組みを進めていきます。

施策の方向性(主な取り組み)

1 外国人の生活の支援

外国人が日常生活を送る上で直面するさまざまな悩みや困りごとの相談に、多言語で対応します。必要に応じて、関係機関に同行したり、他の相談機関を紹介したりします。また、外国人が日常生活に必要な基本的な日本語を学ぶ講座や、災害への備えなどを学ぶ防災啓発事業を行います。

2 相互理解を深める交流事業の実施

外国人と日本人が交流を通じて相互理解を深めるため、子ども同士の交流や、文化・スポーツを通じた交流など、さまざまな交流事業を行います。

3 多言語による情報発信

日常生活に必要な情報の多言語化や市ホームページの自動翻訳などにより、多言語の情報発信に努めます。また、だれにでもわかりやすい「やさしい日本語」の使用に努めます。

4 災害時に外国人を支援

災害時には、市ホームページや、防災行政無線、防災情報メールによる外国語での情報発信を行います。また、横須賀国際交流協会と連携し、避難所等に災害時通訳・翻訳ボランティアを派遣します。

5 外国人の子どもたちの就学支援

日本語ができないために学校生活に支障をきたしている外国人児童生徒に対し、国際教育コーディネーターの配置や、日本語指導員・学校生活適応支援員を派遣し個別指導を行うなど、自らのルーツに連なる母語も大切にしながら、日本語能力の向上と学校生活への早期適応を図ります。

6 外国人の医療の確保や健康増進に関する情報提供

救急現場において、三者間同時通訳システムなどを利用した外国語対応を行います。医療費の支払いが困難な外国人の救急医療を確保するための制度について、関係医療機関への周知を図ります。また、外国人が、受診しやすいように外国語診療マニュアルや問診票について市内医療機関に紹介したり、市の行う保健サービスをより受けやすくなるよう、情報提供に努めます。

コラム

ヘイトスピーチとヘイトスピーチ解消法

近年、特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的、扇動的な言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が社会的な問題となっています。一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる差別のない成熟した社会を実現するうえであってはならないことです。

このような状況の中、平成 28 年（2016 年）にヘイトスピーチ解消法が成立し、不当な差別的言動のない社会の実現を目指した取り組みを推進していくことが定められました。

現状と課題**1 現状**

市民の健康を保持・増進させ、良質な医療を提供することは、憲法第 13 条の「生命」権の保障、同第 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の保障を具体化することでもあります。

また、世界的に見ると、社会的な価値観の激変の中で、プライバシーの保護など個人の権利意識の高まりや、医療情報の増加、高齢者の増加などによる疾病構造の変化、技術の進歩による医療内容の変化などが、患者と医師の関係に変化をもたらしています。

2 これまでの施策

横須賀市では、患者の権利を擁護するため、うわまち病院、市民病院、救急医療センター、保健所など、市民の健康保持・増進のための医療・保健機関を設置しています。

3 課題

医師と患者の関係は、支配・服従関係でも、一方通行的な関係でもなく、平等な人間関係に基づく信頼関係であることが基本です。

治療内容については、医師の専門家としての判断と裁量権が重要ではありますが、患者の生命・身体に関する最終的決定権は患者自身にあるという考えが、医療現場における根本原則と言えます。

また、エイズ^{*1}やハンセン病^{*2}などの感染症について、誤った知識や偏見、理解不足から患者やその家族に対して生じる差別などの人権問題が生じています。

4 市の方向性

横須賀市は、医療に関するさまざまな変化を見据えながら、患者の自己決定権やプライバシーなどの人権を擁護するとともに、病気や医療に関する正しい知識の普及や良質な医療の提供に努めるとともに、市民の健康増進を図るためのさまざまな取り組みを進めていきます。

施策の方向性(主な取り組み)**1 医療体制の維持・改善**

生命の尊厳と人間性を尊重し、常に安全で適切な医療を提供するため、研修などを通じ、医療スタッフの人権意識・倫理の一層の向上を図るとともに医療スタッフの不足に対処するため、人材の確保・育成や、相談窓口・ハー

ド面の充実を図ります。また、医療スタッフの人権意識・倫理の一層の向上を図ります。また、患者の生命に関わる救急医療体制の整備を進めます。

2 地域における医療連携の促進

市立病院をはじめ市内の病院と、地域のかかりつけ医との連携を促進し、医療機関ごとの機能や役割を分担することにより、患者の利便性や適切な医療の確保を図り、地域における医療サービスの体制を堅持します。

3 患者の自己選択に基づく医療の確保

患者の自己選択に基づき医師との信頼関係の下に医療がなされるよう、インフォームド・コンセント^{※3}やセカンドオピニオン^{※4}の活用についての普及を図り、人生の最終段階まで患者の意思決定を支援するアドバンス・ケア・プランニング^{※5}についても普及・啓発を進めます。

4 病気に関する正しい知識の普及を推進

エイズやH I V^{※1}に関する正しい理解を深めるため、検査、相談、普及啓発のための研修会や広報活動の一層の充実を図るとともに、病気と薬、治療方法などについて啓発活動に努めます。また、難病患者およびその家族に対しては、相談事業、療養支援の充実を図ります。

5 相談体制の充実

良質かつ適切な医療を提供するために、市立病院をはじめ市内病院の相談窓口においては、患者を支援し代弁する立場として、患者やその家族からの苦情や提言を真摯(しんし)に受け止め、患者の権利・利益の擁護の視点から対応できるよう相談に携わる職員の資質向上と相談体制の充実に向けた普及啓発を図ります。

6 市民の健康の増進

「まもる健康からつくる健康へ」を理念として、市民が安心して検診サービスが受けられるよう、予防医学の観点から、医療水準の維持向上に努めるとともに、健康づくりのため、適切な生活習慣を提案し、実践を支援します。

7 個人情報適切な管理

市立病院や保健所などの運営に当たっては、「横須賀市個人情報保護条例」の趣旨にのっとり、患者や来所者の個人情報の収集、保管、利用、提供、開示などの管理について、適正に行うとともに、プライバシーに極力配慮します。

※1 エイズ・HIV

HIV感染症とは、免疫機能障害を起こす疾患で、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいる。HIVの感染力は非常に弱く、正しい知識に基づく通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はない。

※2 ハンセン病

ハンセン病は、もともと病原性の弱い「らい菌」による感染症。過去には遺伝病と誤解されたり、恐ろしい病気として患者の強制隔離も行われたりした。現在は、適切な治療により完治することができる。

※3 インフォームド・コンセント

医師が治療を行ううえで十分な説明を行い、患者やその家族が納得し、自らが判断して、治療内容に同意すること。

※4 セカンドオピニオン

患者が治療上の重要な意思決定をする際に、それまでの診療結果、検査報告などの情報の提出を求め、それに基づいて他の医療機関の医師の意見を聞くこと。

※5 アドバンス・ケア・プランニング

今後の医療や療養場所の希望について、患者や家族とあらかじめ話し合っ
て患者の思いを引き出し、その話し合いの経緯をそのまま関係者で共有
するプロセスのこと。

コラム

患者と医療

医療はその専門性の高さから、医師と患者の情報格差が生じやすく、その結果、治療の際に患者の自己決定が難しくなり、医師側の決定に傾きがちと
考えられます。

医師の専門性は重要ですが、治療に際して自己の身体・生命に関する決定
権の主体は患者であるということが根本原則です。インフォームド・コンセ
ントやセカンドオピニオンは患者の自己決定権を支えるものです。

また、自己決定の権利など、多くの医療機関が患者の権利について、「章
典」や「憲章」として表明しています。

現状と課題**1 現状**

インターネットの普及に伴い、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込みをしたり、保護者や教員の知らない子ども同士のいじめが起こっていたり、未成年者がインターネットを通じた犯罪等の被害に巻き込まれたりするなど、さまざまな問題が発生しています。

さらに、インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント、同和問題や外国人、障害者等に関する差別的な書き込み等も深刻化しています。近年ではSNS*の利用が急増しており、これらの問題はより複雑化してきています。

2 これまでの施策

平成 17 年（2005 年）からインターネットを使用する際のルールやマナーについて市民向けに啓発講座を開催しています。また、教育委員会では、平成 20 年（2008 年）から「インターネット等有害情報対策会議」を開催し、家庭、学校、地域や関係機関、行政などと情報を共有しながら子どもたちを被害から守るための取り組みについて検討しています。そして、平成 27 年（2015 年）4 月には、「よこすかケータイ・スマホ スタンダード」というリーフレットを作成し毎年配布し、小中学生のケータイ・スマホの家庭における約束やルールづくりについての促進を目指しています。

3 課題

インターネットの情報は、発信者の意図に関わらず、あらゆるところに急速に拡散してしまう恐れがあることから、インターネットを使用する一人ひとりの人権意識が大切です。

インターネットの利用者に対し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要です。

4 市の方向性

インターネットによる人権侵害が起こらないよう、インターネットを適正に利用するためのモラルやリスクの理解を深めるための啓発活動を推進していきます。

施策の方向性(主な取り組み)

1 教育・啓発活動の推進

市民向けの講座を開催し、インターネットに関するモラルやリスクについて啓発します。また、インターネットを利用する児童生徒への指導及びその保護者への啓発をします。

2 相談・支援の充実

SNSにおける誹謗中傷等、インターネットの普及に伴う各種問題に対する適切な相談窓口について、周知します。

※ SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (social networking service) の略で、Web 上で社会的ネットワーク (ソーシャル・ネットワーク) を構築可能にするサービスのこと。狭義には、人と人とのつながりを促進・サポートする、「コミュニティ型の会員制のサービス」と定義される。代表的なものには、フェイスブック (Facebook)、ツイッター (twitter)、ライン (LINE)、インスタグラム (Instagram) などがある。

コラム

インターネットは急速に普及し、身近で便利なものである反面、危険性とも隣り合わせであり、深刻な人権侵害を引き起こすことがあります。

◎インターネット上で人権を侵害されたときは

被害に遭われた方は、プロバイダ、サーバの管理・運営者など (以下、「プロバイダなど」といいます。) に対し、発信者の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼したりすることができます。

①自らプロバイダなどに人権侵害情報の削除を依頼する場合

プロバイダなどに対し、「侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書」を送付することにより、人権侵害情報の削除を依頼することができます。

②自ら削除を求めることが困難な場合は、法務局が削除を要請

被害に遭われた方が自ら削除を求めることが困難な場合は、最寄りの法務局にご相談ください。

相談者ご自身で削除を求めることが困難な場合や相談者からの削除依頼にプロバイダなどが応じない場合などには、法務局が、名誉毀損やプライバシー侵害などの人権侵害に該当すると認められる場合にプロバイダなどへの削除の要請を行います。

現状と課題**1 現状**

多くの人は、性別は男女のどちらかで、生まれもった性別に違和感を覚えず生き、恋愛の対象は異性であるのが「普通」と感じているかもしれません。

このような多数派にあてはまらない、少数派（マイノリティ）にあたる性の在り方を自認・指向する人を「性的マイノリティ*」といいます。

多数だから「普通」、マイノリティだから「おかしい」「特別な」存在というわけではありません。しかし、実際には性的マイノリティに対する根強い偏見や差別が存在し、日常生活での困難、ストレスや孤独感を抱いている人々がいます。

性的マイノリティの人口比率は3～5%（20人に1人程度）と推定されますが、偏見や差別を恐れて打ち明けられない人も大勢います。そのため、身近にいないと思われたり、差別用語や嘲笑が横行したりする現状があります。

性別や恋愛の多様性、マイノリティだからといって排除されない社会システムが求められています。

2 これまでの施策

横須賀市では、平成24年度（2012年度）に人権施策推進会議から「性的マイノリティの人権」について答申を受け、性的マイノリティに関する施策と施策体系をまとめました。その中で、相談体制の充実、正しい知識の周知、関係機関との連携を重点三項目として取り組みを進めてきました。

国においては、平成27年（2015年）に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が出され、画一的な対応ではなく個別の事例において学校や家庭の状況等に応じた取り組みの必要性があるとしています。

3 課題

性的マイノリティの当事者は、少数派であるため周囲の人の無理解や偏見から、さまざまな困難を抱えることがあります。

特にゲイ・バイセクシュアル男性の自殺未遂率は、非常に高い水準にあるという統計があります。さらに、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルのように婚姻を前提とした社会環境での生きづらさを感じたり、トランスジェンダーのように男女二分論を前提とした社会環境での生きづらさを感じたり、それぞれ異なる困難や悩みを抱えています。

また、思春期における性的マイノリティの子どもたちが、学校において、こころない嘲笑の視線や言葉による暴力などのいじめを受け、孤立し精神的な抑圧を受け、不登校や自殺に追い込まれるケースが少なくないことも専門

の研究機関などのアンケート調査結果から推し量ることができます。

このような状況から、さまざまな「ちがい」を「個性」と考え、互いに認めあい、性的マイノリティの当事者とその家族にとって孤立を防ぐ取り組みが必要です。

4 市の方向性

人が100人集まれば、100通りの個性があるように、一人ひとりの性の在り方も異なります。横須賀市は、相談窓口の設置、啓発活動、情報交換の場の設置など多様性のあるまちづくりを進めていきます。

施策の方向性(主な取り組み)

1 性的マイノリティ当事者の人権を守る取り組み

市内で10代、20代の当事者同士が交流できる場を設定し、孤立を防ぐ取り組みを推進します。相談窓口を設け、性的マイノリティに関する専門の相談を受けられる体制づくりに努めます。行政文書等の不要な性別欄の削除を進めていきます。

また、性的マイノリティに理解のある事業者等向けに、性的マイノリティに理解のあることを表すレインボーカラーのステッカーを作成し配布します。性の多様性を尊重する取り組みとして、同性等多様なカップルが自由な意思によるパートナーシップ宣誓を行い、市が受領書を発行する制度を導入し進めていきます。

2 相談体制の整備

性的マイノリティに関する研修会を開催し、身近な相談者となる教員、市職員等の知識の習得を行います。

また、NPO 法人等主催の会議等へ出席し、情報収集に努めます。

3 正しい知識の周知

広報よこすかや市ホームページ等で、性的マイノリティの正しい知識を伝えるとともに、市民向け啓発リーフレット等を随時配布します。

性的マイノリティの正しい知識や理解を深めるため、生徒向けの講座の開催や、啓発パネル展示を、学校や市施設のほか商業施設で展示します。

また、性的マイノリティの正しい知識や理解を深めるための、市民向け人権セミナーを開催します。

4 関係機関等との連携

性的マイノリティの当事者等の意見を聞くため、市課長との意見交換会を開催します。

また、NPO法人等との連携や、啓発イベントに協力をして支援の協力体制をつくります。

※ 性的マイノリティ

性の在り方において、少数派とされる人々のこと。例えば、恋愛対象として同性を好きになったり（レズビアン＝女性同性愛者、ゲイ＝男性同性愛者）、男性も女性も恋愛対象となったり（バイセクシュアル＝両性愛者）、生まれ持った性別に違和感を感じていたり（トランスジェンダー＝体の性別と性自認が異なる人）、恋愛の方向性や性自認がはっきりしなかったり悩んでいる状況にあったり（クエスチョニング）する人がいます。それぞれの英語の頭文字を並べて「LGBT」「LGBTQ」「LGBTs」などと表現されることもあります。ただし、性別や恋愛はもっと多様であることが知られています。

コラム

レインボーカラー

現代の日本では虹は7色ですが、6色のレインボーカラーは、性的マイノリティの活動のシンボルとされています。

SOGI（ソジまたはソギ）

Sexual Orientation & Gender Identityの頭文字のことで、「性的指向と性自認」のことを表します。

性的指向や性自認は、すべての人に関わることからLGBTよりも広い概念になります。

多様性

恋愛の多様性は、LGBなど恋愛対象の多様性のみを示すものではなく、生涯を共にするパートナーシップの多様性、家族の多様性（例えば同性カップルと子どもの家族）にもつながっており、QOL（Quality of Life）に大きく関わります。恋愛、パートナーシップ、家族の在り方において、多様な在り方が尊重され、どのようなかたちであっても安心して幸せに生活できる社会が求められています。

現状と課題

1 現状

国内での自殺（自死）者数は、平成10年（1998年）には3万人を超え、しばらくは高い水準で推移していました。近年は減少傾向に転じたとはいえ、いまだに多くの方々が亡くなっています。

横須賀市においても、平成11年（1999年）には年間100人超え、近年は国と同様に減少傾向にはあるものの、年間70～80人もの方が亡くなっています。

2 これまでの施策

国においては、平成18年度（2006年度）に自殺対策基本法が成立し、本市でも同年から「自殺対策連絡（協議）会」を設置し、さまざまな取り組みを行ってきました。

また、平成28年（2016年度）には改正自殺対策基本法が施行され市町村に自殺対策計画の策定が義務化され、市では「自殺対策計画策定委員会」等を設置し、自殺対策計画の策定を進めています。

3 課題

自殺は、「個人の問題」として認識されがちであったことが広く「社会の問題」として認識されるようになりました。自殺の多くが追い込まれた末の死です。本市においては、さまざまな取り組みを行っていますが、いまだに多くの市民が自殺によって尊い命を失っています。また、自死遺族に対するケアも重要となっています。

4 市の方向性

「誰も一人にさせない、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとともに、庁外の関係機関とも連携して自殺対策に取り組みます。

施策の方向性(主な取り組み)

1 自殺の実態分析

警察庁自殺統計を詳細に分析し、また本市独自の自殺未遂者統計や、自殺対策に関する市民意識調査を実施し、本市の自殺の実態を明らかにし、対策に役立てます。

2 地域連携

横須賀市自殺対策連絡会等を開催し、情報共有や意見交換を行います。また、関係機関等と形成するネットワークを活用しさまざまな取り組みを実施します。

3 相談体制の充実

関係機関と連携し、面接、電話及び訪問相談を実施するとともに、「横須賀こころの電話」に委託をして、休日等の閉庁時にも相談を受けられる体制をつくります。

また、さまざまな悩みを抱えた方に対して、関係機関と連携した包括相談会の開催やアウトリーチ（訪問型支援サービス）による包括相談を実施します。

4 人材育成

ゲートキーパー養成等の研修会の開催や、ゲートキーパー登録制度等により、自殺対策に係る人材の養成及び確保並びに資質の向上を図ります。

5 普及・啓発活動

自殺予防週間（9月10日～9月16日）及び自殺対策強化月間（3月）に、街頭キャンペーンなどの啓発活動を実施します。

6 ハイリスク者・若年者・高齢者・生活困窮者への対策

ハイリスク者支援連携会議を開催し、情報共有や対策を検討します。

また、性的マイノリティ分かち合いの会（Cafe SHIPポートよこすか）の開催に当たり補助するほか、市内大学生への相談機関紹介冊子の配布等を行います。

また、高齢者・生活困窮者についても関係各課と連携して支援を行います。

7 自死遺族支援事業

自死遺族個別相談会や自死遺族分かち合いの会の開催等、遺された方へ寄り添う支援を実施します。

8 周産期のメンタルヘルス支援

関係各課や医師会と連携し、妊娠期から産後1年までの女性の不安な心に寄り添う支援を実施します。

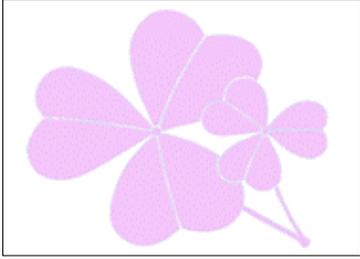
9 自殺未遂者対策

市内2病院との連携による自殺未遂者支援を行い、自殺未遂者が再び自殺企図することを防ぎます。

市内2病院と情報共有、連携強化のために自殺未遂者対策検討会を行います。

コラム

横須賀市自殺対策シンボルマーク ～かたばみ～



クローバーのような ハート型の3枚葉で、
花言葉は、「輝く心」。

繁殖力が強く、一度根付くと容易に絶える
ことはありません。

人も、このたくましさで、輝く心を持って
いただきたいとの思いが込められています。

近年、価値観の多様化や情報化の進展、経済的格差の拡大など、社会情勢の変化に伴って、新たな人権問題が生じています。あるいは、人権意識の高まりや当事者の取り組みなどに伴い、改めて顕在化した人権問題があります。

ホームレスや生活困窮者、婚外子(非嫡出子)、への偏見や差別、犯罪被害者とその家族への肉体的・精神的・経済的侵害、刑を終えて出所した人や犯罪者の家族に対する差別や権利侵害など、多くの問題が存在しています。

さらに、北朝鮮による拉致被害者とその家族なども解決すべき問題として認識されています。

これらの問題は、人権尊重の意識が日常生活に根付いていないことを示すものであり、誤った知識や偏見による嫌がらせ・差別の根本的解決の難しさを示しています。

これらの人々に対する人権侵害を防ぎ、支援・救済を行うためには、法制度の整備や社会全体の理解を醸成する必要があります。

このため、横須賀市は、これらの問題に対する認識をさらに深め、法改正や社会情勢の変化などに応じた的確な施策を検討し展開していきます。また、国や県などの関係機関と連携し、啓発活動や相談窓口での誠実な対応など、地方自治体としての役割を果たせるよう努めていきます。

① 犯罪被害者およびその家族の人権

犯罪被害者とその家族は、生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるだけでなく、捜査や裁判過程における精神的、時間的負担を負わされたうえ、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮など、被害後生じる問題に苦しめられることがあります。また、周囲の人々の無責任な噂話やメディアによる行き過ぎた取材・報道によってプライバシーを侵害され精神的被害を受けることもあります。

犯罪被害者とその家族に対する支援については、昭和55年(1980年)「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、経済的な支援がなされてきましたが、平成16年(2004年)に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等の権利利益の保護が明文化され、犯罪被害者等のための施策が総合的、計画的に進められることとなりました。

横須賀市は、同法の理念に基づき、相談窓口の充実など、犯罪被害者とその家族の支援を進めていきます。

② 刑を終えて出所した者等やその家族の人権

犯罪をした者が刑務所の出所後に偏見を持たれたり、その家族も同一視されたりすることがあります。これは、非行少年が少年院を出院した場合にも

同様のことが起こり得ます。犯罪をした者が高齢者や障害者だった場合、14歳未満で触法少年となる場合などは、福祉の問題も関わって、さらに問題が複雑化します。犯した犯罪は、償わなければなりません。罪を償った者が社会において孤立することなく、地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となるための支援をすることが必要です。

国は、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、平成29年12月には「再犯防止推進計画」を策定しました。

横須賀市は法の趣旨に則り、国との適切な役割分担を踏まえて、就労や住居の確保等の立ち直りに向けた取り組みを推進し、更正保護団体その他の関係者との緊密な連携・協力をすることで、彼らの支援に努めます。

③ 路上生活者(ホームレス)・生活困窮者の人権

横須賀市では、NPOなどの協力により、路上生活者の生活保護への移行も含めた、自立につながる定住促進を行っており、一定の成果を挙げています。しかし、いまだに支援を拒否する人もあり、根気よく説得を続けているところです。今後は、ホームレスを生まない社会の構築を目指すとともに、偏見や差別をなくし、支援に対する市民の理解や共生意識を醸成するための啓発を行っていく必要があります。

また、近年、経済状況の変化により生活保護受給者が増加するなど、我が国の相対的貧困率は上昇し、高齢者世帯や母子家庭でも相対的貧困率が高い傾向にあります。子どもの貧困率も上昇傾向にあり、7人に1人が貧困状態にあると言われていています。

これらの「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」で定義されない生活困窮者に対しても、各相談機関との連携など、社会的なつながりを構築するための息の長い支援策を検討していく必要があります。2015年(平成27年)4月には「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者への包括的支援の提供が求められています。

④ 就労支援を必要とする人の人権

近年、若年層を中心とした安定的な雇用を求める方が少なからず存在する中で、経済・社会構造の変化等により、雇用全体の約4割が契約社員、派遣社員、パートタイムやアルバイト等の非正規雇用労働者となっています。

働く意欲のある人が自らの働き方に合った仕事を得て、幸福を追求していくことができる社会の構築が望まれます。

このような中、国や県などを中心として、さまざまな取り組みがなされています。横須賀市においても、これらとの連携を図りながら、就労情報の広報、母子家庭などに対する自立支援セミナーの開催、ひとり親家庭や障害者への就労支援などの支援を行っています。

今後も引き続き、国・県・企業などとの連携のもと、それぞれの対象者に応じた就労支援の充実を図っていく必要があります。

⑤ 職場における人権侵害

企業にとって、従業員は最も重要な財産です。しかし、近年、賃金未払いや長時間労働の強制、退職強要など、従業員の人権を侵害する「ブラック企業」^{*1}や「ブラックバイト」の存在が問題となりました。

職場において、従業員の人権が尊重されることにより、働きやすい職場が築かれ、組織の活性化や成熟につながっていきます。

職場におけるパワー・ハラスメント^{*2}、セクシュアル・ハラスメント^{*3}、マタニティ・ハラスメント^{*4}等のさまざまな嫌がらせやいじめを防止し、働きやすい環境をつくるのが、企業には求められています。

そのため、関係機関と連携して、各事業所に対する啓発活動を行う必要があります。

⑥ 婚外子の人権

婚姻外の関係の中で生まれてきた婚外子は、「嫡出でない子」という「社会的身分」から、それを理由として中傷、侮蔑、差別され、人としての尊厳が侵害されていることがあります。子どもは、その社会的身分について何の責任もなく、自らの意志や努力によって変えることはできません。

婚外子であることを理由とした差別のない社会が構築される必要があります。

⑦ 災害に伴う人権問題【新】

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災による災害及びそれに伴う原子力発電所の事故により、現在も多くの方々が避難生活を余儀なくされています。そうした中で、さまざまな事情を持つ被害者への支援や配慮など、災害に伴う人権に関わる問題が改めて認識されることになりました。

災害に備えて、地域との連携を図り、災害に対する日頃からの心がけ、避難などについて周知・啓発を行うとともに、同じ環境下でも、人によって自由や安心の度合い、必要な支援がちがうことについての理解促進に努めます。

女性や災害時要援護者、障害者や高齢者等の気持ちに寄り添う避難所の運営と災害対応に努めます。

また、災害という非常時に際しては、平時よりも人権擁護に関する姿勢や意識が薄くなりがちなため注意が必要です。

⑧ 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題【新】

北朝鮮当局による拉致問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての市民の関心と認識を深めていくことが必要です。国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるための支援と周知を中心に進めます。

また、同時に、北朝鮮による拉致問題が、在日韓国人・朝鮮人の人々等への差別につながるような意識啓発等の取り組みが必要です。

⑨ アイヌ民族の人権 【新】

アイヌ民族は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を持っていますが、近世以降の同化政策などにより、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難く、また、迫害などにより長く差別と困窮を強いられてきました。

平成19年（2007年）に、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択されたことを受け、日本では、平成20年（2008年）に国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。しかし、アイヌ民族に対する理解不足から偏見や差別が依然と存在しています。

現在、日本の法律としてアイヌ民族を初めて先住民族と明記し、生活格差を解消するための法整備を図る（平成31年（2019年）1月の通常国会に提出される見込み）など、国において政策的な検討が進められています。横須賀市としても、適切な相談窓口の周知等、国と協力し支援の実施に努めます。

※1 ブラック企業

労働者に極端な長時間労働やノルマを課し、賃金不払残業やパワー・ハラスメントが横行するなど企業の遵法意識が低く、このような状況下で労働者に対し過度の選別を行うようなことを特徴とすると言われる企業。

※2 パワー・ハラスメント（パウハラ）

職務上の地位や人間関係を利用したいじめや嫌がらせ。

※3 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手が望まない性的な言動により不利益を受けたり、職場環境や生活環境が不快なものになること。

※4 マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育児休業等に起因した職場でのいじめや嫌がらせ。

第4章 今後の人権施策推進に向けて

この指針は、横須賀市が目指す人権施策の方向性を指し、各分野の施策の企画・立案・実施・見直しなどに際して、人権擁護という欠くべからざる視点を与えるためのものです。また、日常の業務の遂行に当たっての行動のガイドラインともなるものです。

人権の保障は、常に課題であり、目標であり続けます。従って、今後進めていく人権施策は、常に見直しを行い、改善していかなければなりません。

そのため、人権擁護にかかわる取り組みを人権尊重の理念にのっとり、総合的かつ効果的に進めていくための仕組みづくりについて、検討を行います。

1 庁内推進体制の整備

複合化する人権問題への対応など、部局間の連携を高め、人権施策を総合的に推進するための庁内体制を整備します。

2 第三者評価機関の設置

市の施策・事業について、人権擁護の観点から評価し、必要な提言などを行う第三者評価機関を設置します。

3 市民意識調査の実施 【新】

市民意識調査を定期的に行い、市民の方がどのようなことを問題と認識しているのかを把握し、事業の推進や指針の改定の際の参考といたします。

4 人権施策推進指針の見直し

指針の内容は、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題の発生など、人権を取り巻く状況を見据えながら、必要に応じて見直します。